

災害協定に基づく測量・設計業務
実施時の留意事項

令和7年10月6日作成
島根県土木部技術管理課

1 総 則

(一社) 島根県測量設計業協会と締結している「災害時の支援協力に関する協定」に基づき被災箇所の復旧工事計画を策定する場合は、以下のことに留意し、作業を行うこと。

災害復旧工事計画を策定する場合、施工方法を十分に検討されていないケースや仮設計画が標準図のみであるケースが見受けられる。

当然、被災の状態や周辺状況から、標準的な施設復旧計画や工事計画で問題のないケースが多いが、どのような場合も適確に現況を把握し、検討した結果として、標準的な対応とするべきか、詳細な比較検討や構造計算等が必要か判断する点において、通常の施設詳細設計業務と何ら変わるものではない。

2 目的等

災害復旧事業に係る測量・設計業務委託は、単に災害査定を受けるための申請資料のみを作成するものではなく、復旧工事を実施するための詳細設計業務であることを踏まえ、業務を実施する上での注意点や検討すべき内容や項目（留意事項）を整理し、受発注者で認識を共有することを目的とする。

3 発注者の責務

(1) 現地の状況把握

- ・監督職員は、業務を担当する受注者が決定後、速やかに連絡調整し、業務打合せを行うとともに、原則として受注者の行う現地踏査に同行し、復旧計画の概要について、確認もしくは指示すること。

【現地踏査時の確認・指示事項】

- ①被災箇所の被災状況、起終点、被災水位など
 - ②概略の工事方法（仮設道路、施工ヤード、防護柵、水替え工など）
 - ※特に仮設道路については、ルートや構造、一般の利用等も考慮する
 - ③工事实施に係る支障物件の有無及び数量
 - ④官民境界
 - ⑤その他
- ・監督職員は、受注者と協力し、被災箇所周辺の支障物件、占用物件及び官民境界の把握に努め、必要に応じて、権利者（管理者）や用地担当者との調整を行うこと。
 - ・監督職員は、受注者の行う現地踏査に同行できなかった場合は、別途現地を確認するとともに、必要に応じて、受注者の作成した写真や動画映像等を利用し、上記、「確認・指示事項」の把握及び受注者との情報共有に努めること。

※現地状況は、査定時の説明や工事施工者との調整に必要な情報であるため、把握と整理に努めること。

(2) 復旧工事計画

- ・監督職員は、復旧構造物や施工方法（工法）に複数案が想定される場合や構造（安

定) 計算が必要な場合は、必要な検討(設計)を行い、最適構造・工法の選定に努めなければならない。

- ・監督職員は、復旧工事施工に必要な仮設道路、作業ヤード及び迂回路等に借地が必要な場合は、受注者に対し、用地調査の実施を指示(別途発注する場合を除く)するとともに、査定までに用地担当者と共に権利者の了解を得なければならない。なお、仮設道路や迂回路に複数ルートが想定される場合も適切に比較検討を行うこと。

なお、査定までに権利者と借地等の契約締結が望ましいが、手続きが間に合わない場合は、権利者の同意書を必ず受領しておくこと。

- ・監督職員は、受注者の作成した復旧計画図に現地状況が適確に反映されていることを確認しなければならない。(既設構造物、支障物件、官民境界、仮設計画など) 万一、復旧計画図に現地状況が反映されていない場合は、受注者に修正を指示すること。

(3) 業務委託の精算

- ・監督職員は、災害査定が完了した時点で、速やかに当該業務の契約手続きを行い、業務を完了すること。
- ・業務の積算にあたっては、最新の「災害復旧事業測量・設計業務委託積算基準」や同委託仕様書(以下「災害業務基準等」という)に基づき実施するものとする。
- ・災害業務基準等で示す内容を変更(追加)して実施した測量、調査、各種比較検討、構造(安定)計算等については、適切な費用を計上すること。(見積対応を基本とする)
- ・災害業務基準等に規定する標準工種に含まれる仮設道路・仮締切等(標準図のみの場合)とは、比較検討や安定計算を伴わずに標準図及び平面計画(ルート等)を行う仮設物とし、次の仮設物を目安とするが、具体的には、受発注者で協議し対応すること。

【標準工種に含まれる仮設物】

- ①標準図集等に記載されているとおりの構造で使用する大型土のう積
- ②等流計算程度で行う排水路(流下能力比較検討)
- ③敷き鉄板による仮設道路
- ④断面変化がほとんどない仮設道路(災害手帳に標準図として示されている程度の盛土+路盤材の仮設道、仮設ヤード)

4 受注者の責務

(1) 現地の状況把握

- ・受注者は、当該被災箇所での測量担当者及び復旧工事計画を策定する設計担当者(以下「設計担当者」という)を選任した場合は、速やかに監督職員へ連絡調整し、業務打合せを行うとともに、現地踏査を実施しなければならない。
- ・現地踏査を実施する場合は、原則として、測量担当者の他、設計担当者及び監督職

員と合同で実施するものとする。

ただし、設計担当者及び監督職員が同行できなかつた場合は、写真や動画画像等を使用し、現地周辺を含めた状況把握を行い、適確な復旧工事計画の策定に努めること。

- ・現地踏査では、次のことを確認し、受発注者で情報の共有に努めること。

なお、現地踏査時に確認（決定）できなかつた項目については、査定までに受発注者が協力し、内容の確認・整理を行うこと。

【現地踏査時の確認事項】

①被災箇所の被災状況、起終点、被災水位など

②概略の工事方法（仮設道路、施工ヤード、防護柵、水替え工など）

※特に仮設道路については、ルートや構造、一般の利用等も考慮する

③工事実施に係る支障物件の有無及び数量

④官民境界

⑤その他

- ・受注者は、監督職員と協力し、被災箇所周辺の支障物件、占用物件及び官民境界の把握に努め、新たな情報を入手した場合は、速やかに監督職員と協議し、対処方法等の指示を受けること。

(2) 復旧工事計画

- ・測量担当者は、復旧工事計画を策定するに際しては、現地状況を適切に反映することとし、既存図面を利用した平面図等に復旧工事計画に影響する重要な情報が洩れている場合や不足・変更となっている場合は、適切に修正・追記しなければならない。

ただし、大幅な変更があり、新たに現地測量により平面図等を作成する必要がある場合は、速やかに監督職員と協議の上、対応すること。

なお、この内容は、仮設計画についても同様とし、必要な現地測量を実施し、適確な計画立案に努めること。

- ・設計担当者は、復旧構造物や施工方法（工法）に複数案が想定される場合や構造（安定）計算が必要な場合は、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

なお、受注者において、対応を指示された場合は、必要な検討（検討や設計は、対応する施設に関する業務共通仕様書、基準書に準じること）を行い、最適構造・工法の選定に努めなければならない。

- ・「災害復旧事業測量・設計業務委託積算基準」及び「同委託仕様書」に規定されている「査定申請図等作成」に含まれる仮設計画は、比較検討や安定計算を伴わずに標準図及び平面計画（ルート等）を行う仮設物とし、次の仮設物を目安とするが、具体的には、受発注者で協議すること。

【標準工種に含まれる仮設物】

①標準図集等に記載されているとおりの構造で使用する大型土のう積

②等流計算程度で行う排水路（流下能力比較検討）

③敷き鉄板による仮設道路等

④断面変化がほとんどない仮設道路等（災害手帳に標準図として示されている程度の盛土＋路盤材の仮設道、仮設ヤード）

- ・受注者は、業務中に知り得た情報や工事施工時の留意事項について、書面に取りまとめるとともに、復旧工事計画図に追記し、発注者及び工事施工者が判読しやすくなるよう努めること。

（3）業務の精算

- ・受注者は、監督職員の指示する日までに作成した査定申請等を取りまとめ、電子データとして提出すること。
- ・業務費用については、「災害復旧事業測量・設計業務委託積算基準」に基づき算出するものとするが、これに含まれない項目等は、原則として見積書を以て算出する。